

今月の納税

市民税 第1期

県民税

6月30日限り

児童扶養手当

十七歳未満の児童(身障者は二十歳)を、次のような状態で監護している母、または養育者が受けられます。

児童扶養手当

児童扶養・児童・遺児の各手当についてお知らせします。該当する方は、福祉事務所で手続きしてください。なお、所得要件などで該当しなくなる方もいるので、詳細については、福祉事務所へお問い合わせください。

**児童の手当を
請求しましょう**

- ① 父母が離婚したとき
- ② 父が死亡したとき
- ③ 父が身体障害者手帳一・二級保持者であるとき
- ④ 父が生死不明のとき
- ⑤ 父に一年以上遺棄されているとき
- ⑥ 未婚の母で父の認知を受けていないとき
- ⑦ 父が法令などにより一年以上拘禁されているとき

児童手当

十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前であれば受けられます。手当月額Ⅱ出生順に数えて、三人目以降の義務教育終了前の児童一人につき五千円

**印鑑登録
は
お早めに**

昭和五十一年八月一日から新しい印鑑登録の切替えを行っていますが、ことしの七月三十一日以前に旧印鑑登録(昭和五十一年七月三十一日以前に登録した印鑑)の効力がなくなります。まだ、お済みでない方はお早めに切替え登録をしてください。



切替えた後の印鑑登録証と登録印鑑は、あなたの利益を守るものですから、大切に保管してください。万一、登録証や登録印鑑を紛失したときは、直ちに事故防止のため、亡失届や廃止届の手続きをしてください。

遺児手当

義務教育終了前の児童を、次のような状態で監護している父や母、または養育者が受けられます。

- ① 父母のいずれかが死亡し、父または母に配偶者がいないとき
- ② 父母のいずれかが死亡し、父または母に監護されなくなったとき
- ③ 父母の両方が死亡し、父母以外の人に養育されているとき
- ④ 父母のいずれか、または両方が死亡し、児童のみの世帯となったとき

手当月額Ⅱ児童一人につき三千円

**LPガスの
立消えに
注意しましょう**

注意しましょう



使用中のガス器具の火が、何かの原因で消えることを「立消え」といいます。

- 立消えの原因は、いろいろ考えられますが、直接的な原因として
- ① 風が吹き込んで
- ② 煮汁やゆで汁がこぼれて
- ③ ゴム管を踏みつけて、などがあります。

立消えが起きると、短時間のうちに生ガスが大量に室内に流出し、爆発(火災)の原因をつくりましますから、ガス漏れがわかったら、先ず元せんを閉め、付近の火気はすぐに消し、戸窓を開放して屋外にガスを出してください。このとき、直ちに再点火したり、ガスを外に出すため扇風機、換気扇を使用したり、コンセントを引き抜いたりしないてください。電気の火花が爆発を起こす原因となります。

立消えを防止するには、ガスの使用中はその場を離れないようにし、少しの時間でも外出は絶対にしないでください。また、ふる釜や大型湯わかし器の煙突には、排気ガスが逆流して炎が消えないよう「逆風止め」の装置がついてい

ますから、取付工事などでは必ずこの注意を注意してください。なお、自動点火の器具で、再点火の際大きな音(せん火)がする器具、空気調節不良、ガス器具の増設による圧力低下なども、立消えの原因となることがあります。

**花木の
展示即売会**

御幸町に新築された、中央公民館前広場で、市内愛好者の皆さんによる「日光花木展示即売会」を開きます。ぜひ、おいでください。

- ▽とき 六月三日(金)↓九日(木)
- 午前九時↓午後七時
- ▽ところ 中央公民館前広場
- ▽出品物 盆栽・鉢物・庭木類

